

横浜市脳卒中救急医療体制の運用改善の要望

横浜市長 山中 竹春 様

「脳卒中から助かる会」

代表 上野 正

(東京大学名誉教授)

1. 病院ごとの t-PA 治療結果公表の復活を

横浜市の脳卒中救急医療体制は、t-PA 治療が出来る約 30 の参加病院で構成され、横浜市内の脳卒中救急患者のうち発病後 4 時間半以内の患者はこの体制の参加病院に搬送され、発病後 4 時間半を過ぎた患者はこの体制に非参加の病院に搬送されます。これは、t-PA が発病後 4 時間半以内の患者にしか適用できないためです。

この体制は、t-PA 治療が 2005 年に日本で承認された後、2009 年に発足しました。

t-PA は、脳卒中の 7~8 割を占める脳梗塞に対する強力な特効薬ですが、適用条件が厳しく危険な副作用があるため、t-PA 治療を行う病院は医療体制が良く整備され、治療にあたるスタッフの能力が高いことが必要です。

横浜市は、医療の安全と水準の向上のため、この体制発足後の 2012 年から市のホームページに、この医療体制についての情報公開を開始し、以後毎年続けてきました。

その内容は：

- ① **病院ごとの医療体制** 検査機器 CT、MRI の稼働状況、脳卒中集中治療室はあるか。神経内科、脳神経外科、リハビリ科の医師数。脳卒中学会、脳神経血管内治療学会等、専門学会認定の専門医数、理学療法士、作業療法士等の人数、等。
- ② **病院ごとの医療実績(件数)** 各病院の年間救急患者受け入れ数、脳卒中各種の患者数等、t-PA 治療、脳血管内治療、脳動脈瘤治療、などの件数。
- ③ **病院ごとの t-PA 治療結果** 年度内に行われた t-PA 治療結果を病院ごとにまとめたリスト。治療結果を治療前の状態を表す NIHSS の点数 (0~40) と、治療 3 か月後の回復状態を表す mRS の点数 (症状無し 0~死亡 6) で表す。

この情報公開によって、横浜市の脳卒中医療を担う主な病院の医療体制と各種治療の実施数、病院ごとの t-PA 治療結果を、特別の関係者だけでなく、広く一般市民が知ることが出来るようになりました。

ところが、この情報公開が始まって 8 年後の 2020 年、横浜市医療局は 2018 年度の

「③ 病院ごとの t-PA 治療結果」の公表を突然停止し、代わりに、

④ 情報③から、病院名をすべて消去したリスト

を横浜市のホームページに公表しました。

この④は、見かけは③と似ていますが、病院ごとの t-PA 治療結果は全く分かりません。その後 2023 年現在まで「③病院ごとの t-PA 治療結果」の公表は停止されたままです。

この措置は、横浜市の脳卒中医療の安全と水準向上の大きな障害となっています。実際、

i) 多数の不適切な治療の温存、拡大につながる。能力不足の病院で多数の不適切な治療が行なわれていても、一般市民に知られなくなったため事態の改善が困難になった。

ii) 脳卒中医療の水準向上の障害になっている。病院の治療能力の改善があっても、一般に広く認知され、評価される可能性が減り、医療水準の向上につながり難くなった。

iii) 市民が良い脳卒中医療を受けることを困難にしている。脳卒中医療を受けようとする人、かかりつけの患者を高度の脳卒中医療を行う病院に紹介しようとする開業医は、良い治療ができる病院についての情報を切実に求めている。然し、治療結果と具体的な病院名が記載された③の公表停止によって有力な手掛かりが失われた。

このような障害を克服して、脳卒中医療の安全と水準の向上を実現するためには、2019 年まで実行されていた「病院ごとの t-PA 治療結果」公表の復活が必要です。

一般に、自治体や国の医療体制が安全かつ適切に運営されるには、必要な情報が医療を提供する側（病院と医療行政）と医療を受ける側、直接の当事者以外の第三者に対して提供されていることが必要です。重要な情報が医療提供者以外の外部に対して隠蔽されている場合は、医療の安全、適切な運営の実現は困難です。

横浜市が脳卒中救急医療体制に関して始めた情報公開は、まさにこの必要に答えたもので、「病院ごとの t-PA 治療結果」は、その有効性と学問的にも適切なことが評価されてきました。直ちにこれを復活して、有効な医療体制を育てていくことが必要です。

要望 1

私達は横浜市に対し、2019 年まで行っていた「病院ごとの t-PA 治療結果」の公表を復活することを要望します。

具体的には、2022 年以降の年度ごとに、脳卒中救急医療体制参加病院で行われた t-PA 治療結果を、NIHSS の点数と mRS の点数で表したものを病院ごとにまとめ、治療担当病院名を明記して市のホームページに公表することです。

2. 脳血管内治療の情報公開を

脳梗塞の有力な治療として、t-PA 治療のほかに脳血管内治療があります。血栓回収療法とも呼ばれ、日本では 2010 年に承認されました。当初、この治療の対象は、t-PA 治療が適用できないか、使っても効果がない患者でしたが、その後 t-PA 治療の後にこの治療を追加すると、t-PA 治療単独の場合よりも治療結果が改善されることが確認されました。

この結果の反響は大きく、日本では、脳血管内治療の指針が改定されたほか、t-PA 治療の指針も改訂されて、後者の序文には、「t-PA 治療はもはや単独の治療法ではなく、常に脳血管内治療との組み合わせで議論すべきものとなった。」とあります。

こうした進歩の結果、脳血管内治療の実施件数は大幅に増加しました。

横浜市でも、2013 年には 78 件だった件数が、2017 年には 4 倍の 312 件に。2018 年には t-PA 治療件数を超えて 477 件に、2020 年には t-PA 治療件数の一倍半を超えました。

横浜市脳卒中救急医療体制における t-PA 治療件数と脳血管内治療件数

年度	① 脳卒中患者数	② t-PA 治療数	③ 脳血管内治療数	④ 比率③／②
2013	3044	282	78	0.3
2017	3477	411	312	0.8
2018	3728	402	477	1.2
2019	4113	461	665	1.4
2020	3704	390	587	1.5
2021	3649	359	580	1.6

こうして、脳血管内治療は t-PA 治療と並んで脳梗塞の主要な治療のひとつとなりましたが、この治療は効果が大きいとともに、不適切な治療が行われた場合の危険が大きいことでも t-PA 治療と共通しています。

このため、横浜市の脳卒中医療の安全と水準向上のため、この脳血管内治療についても t-PA 治療と同様の情報公開が必要です。

要望 2

私達は横浜市に対して「病院ごとの脳血管内治療結果」の公表を要望します。

具体的には、毎年横浜市脳卒中救急医療体制の参加病院で行われた脳血管内治療結果を、病院ごとにまとめ、担当病院名を明記し、市のホームページに毎年公表することです。

なお、t-PA 治療結果と脳血管内治療結果の両方を公表する場合、全体を以下の三つに分けると、全体の中での追加治療の割合と、その効果がわかる点で優れているので、この方式による公表を希望します。

- i) t-PA 治療単独、
- ii) t-PA 治療に脳血管内治療を追加、
- iii) 脳血管内治療単独

3. 脳卒中救急医療体制参加病院に「未回答」は許されない

横浜市は、脳梗塞の特効薬 t-PA の活用を念頭に脳卒中救急医療体制を発足させた後、この体制参加病院の「医療体制」と「医療実績」（t-PA 治療結果を含む）のリストを市のホームページに公表してきました。

このため、横浜市医療局にある救急医療体制の事務局が、各体制参加病院に「医療体制」と「医療実績」について毎年問い合わせ、その回答をもとにリストを作成しています。

ところが昨年と今年、2012 年の情報公開開始以来初めて、二つのリストに空欄ができるという事態が起きました。これは、事務局の問い合わせに未回答の病院が出たためです。

具体的には、・昨 2022 年に公表された 2020 年度の「病院ごとの医療実績」のうち、汐田総合病院と済生会横浜市南部病院の欄の一部に記入がなく、灰色に塗りつぶされている。

・本年公表された 2021 年度の「病院ごとの医療実績」では、上記 2 病院の「搬送患者数」以外の全ての欄に記入がなく灰色。さらに、横浜栄共済病院の欄の一部に記入がなく灰色。

・本年公表された 2022 年度の「病院ごとの医療体制」では、上記 3 病院の全部の欄が空白で、「未回答」と記されている。

どのような原因で「未回答」が出たのでしょうか？ 医療局の担当者に訊ねたところ、「不明」とのことでした。

どのような原因によるにせよ、「未回答」の病院が出てきたことは、横浜市の脳卒中医療の安全を損なう無視できない事態です。実際、

・「未回答」の病院では、医療の安全が不明となった。これは、「未回答」によって「医療体制」も「医療実績」も全く不明だからです。この状態の病院に脳卒中救急患者を搬送することは、有効で安全な治療を目的とする脳卒中救急医療体制の趣旨に反するものです。

・「未回答」の病院で多数の不適切な t-PA 治療が行われていても分からなくなった。

これは、「医療実績」の回答には、その病院で行われたすべての t-PA 治療結果が添付されているからです。「未回答」では、この資料がありません。

・「未回答」の病院が出たことで、横浜市全体の脳卒中医療状況の把握が困難になった。

横浜市の脳卒中医療体制の運営には、市全体の医療状況の把握が重要ですが、今回の「未回答」によって年度内の t-PA 治療の数さえも正確には分からないのが現状です。

以上により、この「未回答」の問題は、横浜市の脳卒中医療の安全に直接関わる問題であって、脳卒中救急医療体制参加病院に「未回答」は許されません。

横浜市の当局者が、脳卒中患者の生命の安全に責任のある立場から、「未回答」の病院に対して回答を強く求め、それでもなお回答できない病院に対しては、脳卒中救急医療体参加病院に対しての救急患者の搬送を停止することが必要です。

要望3

横浜市は脳卒中医療の安全と水準の向上のため、脳卒中救急医療体制参加の各病院に対する事務局からの問い合わせの回答に基づいて、「病院ごとの医療体制」と「病院ごとの医療実績」のリストを毎年作成してきました。

ところが昨年から今年にかけて、一部の参加病院の「未回答」が起こり、その結果横浜市の脳卒中医療の安全が損なわれる事態が生じています。

私達は横浜市に対して、市内の脳卒中医療の安全の責任者として、この「未回答」の事態を確実に終結させ、再発を防止することを要望します。